業務請負契約書（案）

消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）との間において、以下のとおり業務請負契約を締結する。

１　件　　名　　　YouTube動画「ダニエル・カールの消防基金チャンネル」に関する映像制作業務

２　内　　容　　　仕様書のとおり

３　契約金額　　　金　●，●●●，●●●円

　　　　　　　　　（消費税及び地方消費税別）

４　契約保証金　　免除

５　納入期限　　　仕様書のとおり

６　履行場所　　　仕様書のとおり

７　仕　　様　　　仕様書のとおり

（総則）

第１条　乙は仕様書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間内に頭書の成果物を納入しなければならない。

　２　仕様書に明示されないものがある場合には、甲乙協議して定める。

（権利義務の譲渡等）

第２条　乙はこの契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲り渡し、または継承させてはならない。ただし、甲の署名による承諾を得た場合はこの限りでない。

（検査）

第３条　甲は物品が納入されたときは、理事長の指定した者が10日以内に検査しなければならない。

　２　乙は前項の検査の際、甲から補正を指示された場合は直ちにそれに従わなければならない。補正後の検査については前項の規定を準用する。

（代金の支払い）

第４条　乙は前条の検査に合格したときは、代金の支払いを甲に請求するものとし、この際、乙は請求書に請求明細書を添付して甲に提出しなければならない。

　２　甲は、前項の適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を銀行振込により支払わなければならない。

（履行期限の延長と違約金）

第５条　甲は、乙の責に帰すべき理由により履行期限内に業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがあると認めるときは、履行期限を延長することができる。

　２　乙は、前項の規定により履行期限が延長されたときは、違約金として期限の翌日から業務が完了した日までの日数に応じ、契約金額に年３％の割合を乗じて計算した額（１００円未満の端数があるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を甲の指定する期間内に銀行振込により支払わなければならない。

（契約内容の変更等）

第６条　甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行の一時中止をなすことができる。

　２　甲は、前項の変更又は履行の一時中止により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約期間）

第７条　本契約の有効期間は、締結日から令和８年３月31日までとする。ただし、契約期間満了の３か月前までに甲乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、本契約と同一条件で更に１年間継続し、以後も同様とする。

（機密の保持）

第８条　甲及び乙は、本契約及びこれに関連し又は付随して、直接又は間接に知り得た相手方の業務上の機密を委託期間中はもちろん、業務完了後又は契約解除後といえども他に漏らしてはならない。

（反社会的勢力との取引排除）

第９条　甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

一　自己及び自己の役員、職員その他これらに類する者（以下、「関係者」という。）が暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、「反社会的勢力」という。）でないこと

二　自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと

三　自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと

四　自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと

五　自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

２　甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

（契約の解除）

第10条　甲又は乙が、次の各号に該当したときは、甲又は乙は、本契約の一部又は全部を解除することができる。

一　甲又は乙が、本契約に違反したとき

二　甲が支払の停止又は破産・解散の申し出があったとき、又は乙が破産若しくは民事再生の申し出があったとき

三　甲又は乙の所在が、不明となったとき

四　甲又は乙の信用状態が、著しく低下したことを示す事実が生じたとき

（契約終了の効果）

第11条　第２条及び第６条の規定は、本契約の失効又は解除後もなお、その効力を有する。

（印紙税の負担）

第12条　本契約に印紙の貼付が必要な場合の印紙税は、甲乙各々の自己負担とする。

（雑則）

第13条　甲及び乙は、本契約の条項に従い、信義に則り誠実に本契約を履行する。

２　本契約の履行が丙の疾病、天変地異その他乙の責に帰すことができない事由によって不可能となった場合、契約後諸事情により変更が生じた場合、又は本契約に定めのない事項若しくは本契約の条項に疑義が生じた場合は、甲乙速やかに協議のうえ、円満に解決する。

３　本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保管する。

令和７年●月●日

（甲）東京都港区虎ノ門２丁目９-１６　日本消防会館９階

消防団員等公務災害補償等共済基金　常務理事　岡本　誠司　　印

（乙）●●●丁目●番●－●●

●●●●　　　　　　　　　　代表取締役社長　●●　●●　　印